KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

教師の専門職的適格性確保のための制度的枠組みに 関わる検討:

イギリスにおける総合教職評議会(General Teaching Council)による対応を中心として

メタデータ	言語: jpn
	出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部
	公開日: 2016-09-05
	キーワード (Ja): 教師の不祥事, 不適格教師, General
	Teaching Council, 教師の懲戒処分, 教師の資質能力
	キーワード (En):
	作成者: 藤田, 弘之
	メールアドレス:
	所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00006031

教師の専門職的適格性確保のための制度的枠組みに関わる検討

— イギリスにおける総合教職評議会 (General Teaching Council) による対応を中心として —

藤田弘之

要 旨

本論文は、教師の専門職団体によるその専門職的適格性確保のための制度的枠組みの問題を明らかにし、かつ検討することを目的としている。教師の適格性を確保するための種々の方策については、一般に行政機関がこれを行っているが、教師の専門性に基づいて専門職団体がこうした職務を行うことを求める議論も強い。イギリスでは19世紀中期以後、教員組合とは異なる教師の専門職団体の設置が模索され、運動が続けられてきたが、様々な障害があり実現しなかった。しかし、1997年に労働党政権が誕生するとともにこうした団体の設置が本格化し、2000年に総合教職評議会(General Teaching Council)という名称の団体が設立され活動を始めた。本稿は、教師の専門職団体として設置されたこの総合教職評議会について、設置経緯を概観したのち、その設置過程で不適格教師を処分する役割を持ってきた経緯、同評議会による不適格教師処分の制度ないしは手続、こうした制度の実施状況を明らかにするとともに、この評議会による不適格教師処分に関わる意義と問題点を評価検討した。

キーワード:教師の不祥事、不適格教師、General Teaching Council、教師の懲戒処分、 教師の資質能力

1、はじめに

本稿は、教師の専門職団体によるその専門職的適格性確保のための制度的枠組みに関わる問題を明らかにし、検討することを目的とする。その際、イギリスにおいて、1998年「教育並びに高等教育法」(Teaching and Higher Education Act、以下1998年教育法)に基づき設置された総合教職評議会(General Teaching Council、以下本文中はGTC)¹⁾による教師不適格者に関わる対応の仕組みや手続、さらにはその運用を明らかし、これらについて評価検討を行おうとするものである。

さて、ダンロップ(Dunlop, P.)とリー(Lee, K.)は、組織行動とその業績を論じた論文で「腐ったリンゴが樽全体をダメにする」と述べている。²⁾ このことは学校や教育関係者にとっても同様であり、不適格教師が学校や教師全体の信用を大きく失わせることはわざわざ指摘するまでもなく、対応が必要となる。

専門職の本質や要件、あり方などの問題はこれまで多数の人々が議論してきており、関係文献も膨大で枚挙に遑がない。しかし、こうした議論や文献において、専門職倫理とその確保のための自律的かつ自己規制的専門職団体が必要であることについてはおおむね一致している。すなわち、一般に医師や弁護士などの団体に見られるように³⁾、当該専門職に就くためには関係専門職団体への加入を条件とし、その団体は加入資格を設定し、倫理基準を定め、不法行為を行ったり職務能力に劣る場合は、当該団体の基準に基づいて処分、除名する。こうした手続によって不適格者を自律的に排除あるいは規制し、専門職としての質や地位を維持し、公的承認を得るべきことが論じられてきた。

教師が専門職であるか否か、専門職として確立するための要件や内容は何か等々の問題についても多数の文献があり、議論がなされてきた。しかし、教師が専門職としての地位を確立するための不可欠な要件の1つに、上のような専門職団体を結成すること、そしてこうした団体による教師の資質・能力の自己規制が必要であることについては、大方の一致をみていると思われる。したがって、19世紀において近代公教育制度が成立して以後、多くの国で教師の専門職団体の結成の必要が論じられ、そのために様々な運動が展開されてきたし、今日でもその必要性を論じる意見が多い。この場合、教師の勤務条件や給与の改善に重点を置いた、いわゆる教員組合との関係が問題となる。4) すなわち、こうした教員組合との関係は認めつつ、これとは別に教師の専門職団体を設立すべきか、あるいは教員組合そのものを専門職団体と考え、その活動の一環として教師の資質能力の向上や不適格者の排除などを位置づけるべきかについては、議論が別れる。

さて、本稿はイギリスにおけるGTCによる不適格教師の処分の問題を検討するが、このGTCは教員組合とは異なる自己規制的専門職団体として、2000年に設置されたものである。このGTCは、様々な歴史的経緯、教職関係者による運動、さらには多くの論争を経て、苦難の末に設置された。そして、1980年代以後進行した教師の非専門職的状況、あるいは地位低下の傾向を打開するものとして関係者に期待された組織である。GTCは、主として、教師に関わる政策について教育担当大臣に助言すること、教師の登録業務を行うこと、教師の行為基準を定めること、これに照らして不適格とみられる教師の処分を行うこと等の役割を持つこととなった。こうした役割の中で、不適格教師の処分は最も重要な事項であった。

イギリスにおけるGTCに関する先行研究は、まとまったものとしては、セイヤー(Sayer, J.)とウイリス(Willis, R.)の著書がある。 $^{5)}$ セイヤーは主として1980年頃から1998年の教育法に至る設立経過を論じており、またウイリスは19世紀中期より1980年までの設立を志向する過程での関係者の様々な相克を明らかにしている。GTCについてはこの他一定の論文が存在するが、特にGTCによる不適格教師の処分を扱ったものは、ページ(Page, D.)論文以外に見当たらない。 $^{6)}$ ページは、主として2009年から2011年までにGTCによって懲戒決定がなされた300のケー

スについて、これらをいくつかの観点から分析整理している。

我が国においてGTCを扱ったものとして、冨田の論文がある。⁷⁾ この論文は、GTCの設立に至る経緯、また1998年教育法によって成立する予定の制度を概観したものである。この論文は、出された時期にもよるが、全体的にナイーブかつ楽観的な立場から書かれており、また不適格教師の問題は扱われていない。

本稿は上記の先行研究を参考にしつつも、イギリスにおいて独自に入手した第1次資料や公文書、またGTC関係者へのインタビューによって入手した情報や内部資料等を基礎に、主としてGTCによる不適格教師の処分の問題を明らかにしようとするものである。8)

このため本稿においては、まず1998年教育法が制定されるまでの動きを明らかにする。その際、特にイギリスにおいて教師専門職団体設立の隘路となっていた諸問題、それらの解決のための関係者の努力、さらに立法に向けた運動、立法過程における論争などについて言及する。さらにこれを基礎に、1998年教育法、またその後制定された関連法規における不適格教師の取扱いの制度や手続について論じ、その後こうした制度や手続がどう運用されたかについて明らかにする。こうした論述の後に、GTCそのもの、及びその不適格教師の取り扱いの制度や手続について評価検討する。

なお、GTCは、1965年にスコットランドにおいて設立されており、また1999年にウエールズ、2002年に北アイルランドでも設立されたが、本稿ではイングランドに限る。またGTCは2010年の連立政権成立後、2012年3月末に廃止されており、考察はこの年までを対象とする。

2、総合教職評議会の設置過程と不適格教師問題

(1)総合教職評議会設置に向けた運動

法的基礎を持った教師の専門職団体という性格のGTCは、1998年教育法に基づき2000年に設置されその活動を始めたが、設置に至る道程は容易なものではなかった。1980年代よりGTCの設立運動に深く関わってきた人物の一人であるセイヤーは、「およそ150年間、イギリスの教師たちは、総合的専門職評議会(general professional council)を設立することに努めてきたし、また彼らが民衆に提供する教育に大きな責任を引き受ける専門職であるという認識を確かなものにしようと努めてきた」、「2000年から、GTCは法によって全ての教師にとっての独立した専門職団体として認められ、学校教育専門職全体の権威ある声であるであろう」と述べつつ、教師専門職団体の設立が1世紀半以上に及ぶ関係者の悲願であったことを訴えている。9)

教師専門職団体設立の動きが始まったのは、1840年代においてであった。すなわち、この当時進んでいた医師たちの専門職団体結成の動きに触発された私的アカデミーの教師たちが、無 資格で信用できない教師の放逐と彼らの教師としての地位を確立することを目的として集ま り、やがて1846年に設立した教師団体(College of Preceptors)がこうした動きの嚆矢となった。それ以後、この団体、さらにそれ以後成立してくる多様な教師団体関係者が教師登録運動(teacher registration movement)を進め、これと関わって専門職団体の設立を模索してきた。GTCの設置について、マホーニー(Mahony, P.)とヘックストール(Hextall, I.)が、「これまでの努力は二つの障害、すなわち、そのような重大な職業集団に権限を放棄しようとしない政府からの抵抗と、地位の問題や代表の比率等に関する労働組合や専門職連合の間の競合的争いという障害の上に築かれたものであった」と指摘している。¹⁰⁾ この記述に見られるように、教師専門職団体の設立は、学校種類別の、あるいは階級的性格を帯びた教師関係団体の利害の対立、政府による教師の支配権の委譲の拒否という2つの要因によって具体化が困難であった。また何とか関係者の合意ができ、ある程度の組織の形ができても、政府側が積極的に対応せず、あるいはこうした合意が短期間で瓦解した。政府の介入による法定団体の設置と専門職団体固有の自治の逓減というジレンマ、団体を維持する財政問題などもあった。

こうした状況もあり、専門職団体設置に向けた諸活動において、不適格教師の処分の問題については、1980年代まではあまり議論がなかったと思われる。先行研究を綿密に調べても、ウイリスが若干の記述をしているのみであり、またこれまで調べた限りの関係文書でもこうした資料を見つけることはできなかった。¹¹⁾

第2次大戦後、教師の専門職団体結成に向けた本格的な動きが始まるのは、1965年にスコットランドでGTCが設立されたことが一つの契機となっている。すなわちこの動きに触発された当時の教育科学大臣、ショート(Short, E.)はイングランドにおいて同様の団体を設立する意図を公表し、その検討のために省内に作業班を立ち上げた。この作業班は1970年に報告書を出すが、関係者の合意を得ることができず具体化できなかった。この時期、いわゆる戦後のコンセンサス政治の下で、教育行政において教員組合、特に全英教員組合(National Union of Teachers)の影響力が強まり、また教師の地位や自律性も高まりつつあった。こうした中で、専門職団体設立の動きはとん挫した。

教師の専門職団体設立の動きが再び本格化するのは、1980年代に入ってからであった。この頃より幾つかの団体が結成され活動を始めたが、とりわけ1983年の動きは重要であった。すなわち、この年開催された教師教育大学評議会(Universities Council for the Education of Teachers、以下UCET)の年次大会に来賓として主要な教師団体の代表者たちが出席していたが、彼らが大学評議会の会長にこの種の専門職団体の設立に向けた調整を依頼したことがきっかけとなった。その後、UCETに作業グループができ、設置に向けた活動が展開されたが、1988年になるとこれはイングランド及びウエールズの総合教職評議会(General Teaching Council for England and Wales)という名称の法人団体に発展し、活動を本格化させた。こうした動きの中で関係者が行ったことは、第1に、利害や立場が異なる教師関係団体の関係者の

糾合と合意形成に向けての努力であった。第2に、関係者の意見を集約した専門職団体のあり 方についての原案作成であった。第3に、教師をはじめ教育関係者に対する情宣と政党や政府 関係者、議員へのロビー活動であった。

上記法人団体は、1992年にGTCに関わる原案を作成した。その中で、このGTCは、教師教育、教師の資格、教師の需給問題についての政策提言、教える資格のある人々の評議会への登録、継続的な教師の現職教育、専門職としての望ましい実践と規律問題、教育に関する情報提供などについて法的責任を持ち、職務を行うことが述べられている。この団体は全ての教育関係者を糾合すること、給与や勤務条件を問題とする教員組合とは区別されるべきことも確認された。¹²⁾

以上のような法的根拠を持ったGTCを実現するためには、各政党関係者または議員たち、政府関係者への働きかけは重要であった。このような活動の結果、各政党の議員の中からこれを支持する人々が出てきた。そして、こうした議員たちが中心となり議会でGTCの設立が検討されたほか、1990年代以後たびたびそのための法案が議会に提出された。しかし、これらは大方の議員から賛同が得られず、実質審議はなされなかった。

設置推進派は、政府側にも働きかけを行った。しかし、政府教育当局幹部は積極的に対応せず、こうした提案はほとんど無視された。逆に、政府は、1994年に教師や教師教育問題を直轄する教師養成機構(Teacher Training Agency、以下TTA)のような政府機関を設置した。この時期、保守党政権の下で新自由主義的政策が進行し、労働組合の影響力を削ぐ政策が進展していた。それは教員組合にも及んだ。政府関係者は、GTCのような包括的教師団体は巨大な労働組合になる恐れがあるとして、これに対応することはなかったのである。

(2)総合教職評議会設置の具体化

こうした状況にあって、GTC設立の提案により積極的に対応したのは、当時野党にあった 労働党関係者、とりわけ影の内閣の教育関係者であった。やがてこの問題は労働党の教育政策 の一角に位置づけられるようになり、1996年の労働党大会において、当時党首であったブレア ー (Blair, T.) はGTCの設立を約束した。そして、1997年総選挙の際出された労働党マニフェ ストにおいて、「その専門職を代表して意見を述べ、またその水準を引き上げる総合教職評議 会が設けられるであろう。我々は最上と認められる新しい教師の層を設けるであろう。しかし、 その仕事をなすことができない教師を排除するスピーディで公平な手続があるであろう」とい う一節が盛り込まれ、GTC設置の方針を示したのである。¹³⁾

1997年総選挙において勝利した労働党政権は、5月14日の女王演説の際の教育雇用大臣ブランケット(Blunkett, D.)の発言において、GTC設置を明言した。そして、7月に出した『学校における優秀性』と題する白書において、以下のようにこのGTCに言及した。¹⁴⁾

「35. 教師は専門職であり、我が国の将来の成功や福祉にとって最も重要な専門職の1つである。・・・教師の専門的立場はGTCの設立によって強調されるべきである。全国レベルで教師の見解を代表すると同時に、その成員は教育水準に関する全国的議論に寄与する際に、親や雇用者、高等教育関係の利益を反映するであろう。36. GTCは専門職のモラールを回復する手助けになるであろう。教育専門職へ良質の新しい参入者をもたらす必要があるときに、GTCは一生の仕事として教職を推進する立場に置かれるであろう。GTCは、教師がその専門職へ加わることを監視し、彼らの専門的行動の基準を定義すること、また彼らを専門職から排除する事例を扱うであろう。またGTCにはさらに広い役割がある可能性がある。我々は、高い質の、また費用効果のある教師養成を確実にするために、TTAが公的資金を配分する責任を持ち続けるべきであると考える。しかし、教師の専門的枠組みを確立する際において、GTCとTTAの間の関係を綿密に検討したいと思っている。我々は今年遅くGTCを設立する立法化の意図を明言した。我々はGTCが真に教育専門職や、高度な専門職的基準に関心がある全ての人々を反映させる効果的な機関になることが確実であると思う。我々は広く詳細な機能や組織に関して諮問する意図がある。・・・」

この白書において、教師を専門職として位置づけ、関係者の専門的資質能力を高め、また関係者の意見を反映する教師専門職団体を設立すること、これを具体化するために諮問を行い立法化することが述べられている。この中でGTCによる教職への参入者の監視、専門的行為基準の定義と専門職からの排除などに言及された。この白書と並行して、『教育:高い地位、高い水準、総合教職評議会』と題する諮問文書が教育雇用省より出された。¹⁵⁾この文書はイングランドにおける法定GTCの機能や構成に関わる政府の方針を内容とするものであり、その中で設置すべきGTCの骨子を示した。

1997年7月に出されたこの諮問文書については各方面から賛否の意見が出されたが、これを踏まえて同年11月にGTCの設立を含む「教育並びに高等教育法案」が上院に上程された。同法案は、GTCの設置とその役割及び組織、教師のGTCへの登録制度、登録料の支払い等の規定を含んでいた。¹⁶⁾ 政府側提案者のブラックストン(Baroness Blackstone)は、「この政府は教育専門職にプライドと専門性を確実に回復する。この鍵となる要素がGTCの設立であることは長らく合意してきたことである」、「効果的なGTCは変革のエンジンであり、教師に関わる新しい革新の推進力である」と述べ設置の意義を強調した。¹⁷⁾

しかし、法案に示されたGTCは、多くの点で実質的に自治的、自己規制的な専門職団体の性格を持っていなかった。多くの事項で大臣が権限や影響力を持ち、GTCの役割は主に大臣へ助言することを内容としていた。またその組織、役割、手続等についても、詳細は法案通過後大臣が規則で決定することになっていた。

この法案に対しては上院の第2読会、委員会審議の段階でGTCを支持する議員から激しい

批判がなされ、修正案の提出が相次いだ。支持者の一人はこの法案を、「大臣の歯のないプードル犬」と揶揄した。法案についての批判は、(i)GTCの目的、性格、権限、組織などの点で具体的内容がないこと、(ii)大臣の権限が強く、GTCが教師の自律的、かつ自己規制的組織になっていないこと、(iii)GTCには大臣への助言という役割しか与えられておらず、実質的な役割や権限がなく、大臣の下位機関になっていること、等についてなされた。¹⁸⁾

政府側のブラックストーンは、試練を経ていないGTCに設置当初から重要な役割を与えることはできず、その実績を見て段階的に役割や機能を拡充すること、GTCに関わる問題について教育関係者の意見は多様で、当該関係者や一般の人々の合意を得つつ、その内実を固めるべきことなどの説明を行った。しかし、法案に対する批判の声は強く、第3読会において激しい議論の末、GTCの目的を明確にし、これにより広範なかつ明確な規制的役割を与えるなどを内容とする修正がなされた。こうした過程で、不適格教師に関わるGTCの役割や権限が強化され、かつ明確にされたのである。法案はこうした修正を経て上院を通過し、その後下院の審議を経て最終的に可決され、1998年7月女王裁可を受けて成立した。

成立した1998年教育法は、GTCの主要な目的として、(i)教授の水準、また学習の質の改善に貢献すること、(ii)教師の専門職的行為の水準を維持し、かつ改善を図ることの2つを規定した。またこうした目的を果たすため、GTCに政策助言的役割と規制的役割が与えられた。政策に関わる助言は、主として大臣に対するものであり、教師養成、教師の資質向上や適格性、教師の需給問題などに関わるものであった。また規制的役割には、必要な要件を満たす教師の登録に関わる業務の実施、登録教師が守るべき行為基準の策定、不適格教師の処分などが含まれた。ただし、その役割に教員組合が関わるような、給与や勤務条件に関わる事項は含まれなかった。

成立した法律は、GTCに特に規制的役割に関して実質的権限を与えた。また組織構成については、一般の人々の代表も認めたが、教師の代表が過半数を占めることを確認した。さらに、GTCの発足に当たっては省が初期費用を負担するものの、設置後は登録教師の会費によってGTCが維持されることも規定された。こうして、GTCに一定の自律性、独立性が与えられることになった。

しかし、成立したこの法律は必ずしも十分なものではなかった。大臣の権限や影響力はなお大きく、GTCの組織や職務と関わって大臣は最終承認権や決定権を持った。重要な教師の登録については、公立学校教師と全ての特別支援学校の教師のみに登録義務が限定され、その他の教師は任意であった。また、登録業務自体が実質的にすでに大臣が認めた有資格者を、事務的に登録するような内容になっていた。他の政府関係機関、特にTTAとの役割や権限関係も不明確であった。GTC設置運動の中心人物のひとりであったセイヤーもこうした点を認めている。しかし、彼にとってはとにかく法定機関を設置することが重要であった。すなわち彼によ

れば、「GTCは一夜にして我々の全ての問題を解決しないが、前進に向けての必要な手段」であった。そして、設置されるGTCが成果を上げ、教職関係者の全員を対象をとして、段階的に役割と権限が付与されることを期待したのである。¹⁹⁾ ただ、GTCの困難な歴史を研究してきたウイリスは、「ささやかな始まり」であることを指摘した上で、「・・・GTCの前途は葛藤に満ちたものになる可能性がある」とすでに当初より危惧を表明していた。²⁰⁾

3、総合教職評議会による不適格教師に対する処分

教育雇用省は、1998年教育法成立後、GTCの組織、登録業務、登録教師の行為基準、専門的資質能力の確保などについて、順次諮問文書を出し関係者から意見を聴取した。これらに基づき、まず1999年の6月にGTCの組織に関する規則が作成された。この規則は、GTCを運営する64人の委員の選出方法を詳細に定めたものであり、委員の過半数は登録教師の代表が占めることになった。そして、同規則を基礎として、2000年にGTCが設置され活動を始めた。また同年に教師登録規則が、さらに2001年3月に懲戒職務規則が作成された。²¹⁾教師の行為基準については、法に基づきGTCが定めることになっていたが、検討の上2002年にこれが作成され公表された。²²⁾

1998年教育法に基づくGTCは、制約や不十分な点があり、また当初は上述のように教育雇用省の主導で組織や職務の枠組みが設定された。しかし2000年9月に設置されて以後、GTCは一定の独立性を持って活動を行うようになった。こうした活動の中で、教師の登録業務と関わった不適格教師の処分は最も重要であり、ブレア(Blair, A.)とホエリー(Whalley, G.)も、「懲戒権の行使は明らかに、組織されるようなGTCを正当化する最も重要な要素の1つであった」と指摘している。²³⁾

職務能力が劣る教師、不法行為を行った教師に関わる処分の問題であるが、1998年教育法、第3条及び付則第2条、さらに同法に基づく上記政府規則に基いて、GTCは独自に詳細な懲戒規則を作成した。²⁴⁾ GTCはこれらを基礎に教師に対する専門職規制者の役割を果たすことになったのである。ここでこれらの文書を参考に、GTCにおける不適格教師の審査や審査手続の内容を整理し、分析する。

(1) GTC内の事案審査組織

- ① 1998年教育法及びGTC懲戒職務規則等に基づき、GTC内に調査委員会 (Investigating Committee)、専門職行為審査委員会 (Professional Conduct Committee)、専門職職能審査委員会 (Professional Competence Committee) が設置される。
- ② 調査委員会は通告事案についての予備的審査を行い、その結果審査が必要と判断し

- た場合、教師の不法行為に関わる事案については専門職行為審査委員会が、また専 門職としての職務能力に関わる事案については専門職職能審査委員会が審査を行う。
- ③ 各委員会は、通常 3 人の委員で構成されるが、そのうちの 1 名は教師以外の者でなければならない。また委員になる教師はGTC登録教師でなければならない。委員はいったん関わった事案に再度関わることはできない。

(2) 審查対象教師

- ① 公立学校、及び全ての特別支援学校に勤務する教師は全てGTCに登録を申請し、これを受理された登録教師でなければならない。したがって、GTCの審査は全ての既登録教師が対象となる。
- ② 登録教師のうち、実際に審査の対象になる教師は、GTCに通告があった教師である。 GTCへの通告は、当該教師の雇用者(あるいは元雇用者)や中央教育省、警察等 の他、当該校の同僚教師、親を含む一般市民などが行うことができる。²⁵⁾
- ③ 当該教師の雇用者(または元雇用者)は、重大な不法行為のために教師を解雇した場合、またはこうした理由のために本人が辞職した場合、当該教師を中央教育省に通告しなければならない。²⁶⁾ 中央教育省は、児童の保護や福祉関係事案を除く事案をGTCに通知する。また、雇用者が著しい職務能力の欠陥のために教師を解雇した場合、あるいはこのために本人が辞職した場合、雇用者は直接GTCに通告しなければならない。
- ④ 教師の関わる犯罪行為は、警察によりGTCに通知がなされる。

(3)審査手続

- ① GTCが通告を受けた場合、48時間以内に関係職員によりGTCの審査対象となるかどうかの選別がなされる。
- ② 審査対象となる可能性があると判断された事案について、調査委員会が検討を行い、 審査手続が開始されるべきか否かを決定する。その際、対象教師に事案の通知を行 うと同時に、書面による説明や申し開きを求める。委員会はこれを参考に判断する。 また調査委員会は、事案が軽微であると判断した場合、独自に譴責等の決定を行う ことがある。
- ③ 審査と関わって、教師の雇用者は、求めに応じて当該教師に関する情報をGTCに 提出しなければならない。
- ④ 調査委員会が審査の必要ありと認めた場合、この事案は専門職行為審査委員会、または専門職職能審査委員会に回され、それぞれの委員会において審査の上で決定が

なされる。

- ⑤ 審査委員会の審査は通常の裁判手続と同様に適正手続の原則の下に行われる。
 - ・審査対象教師には審査聴聞会の期日、審査内容などが通知される。その際、対象 教師は、組合関係者、弁護士あるいはその他の者に支援を求め、また審査聴聞会 に補佐人として同席させることができる。
 - ・審査は証言や証拠に基づいて行われる。聴聞会においては、GTC関係係官がこれらに基づき、被疑事実について説明する。審査対象教師並びに補佐人はそれに対して、反論や質問をし、証人や証拠を提出することができる。
 - ・審査の開始が決定された場合、対象教師、審査期日、審査内容、聴聞会の場所な どがあらかじめ一般に公表され、聴聞会においては一般の人々やマスコミ関係者 の傍聴が可能である。

(4)審査基準

- ① 審査対象となる事案は、専門職として容認できない行為、専門職としての重大な職務能力の欠如、犯罪行為等である。これらについては1998年教育法、同法に基づく規則等に基づき、GTCが独自に作成する登録教師が遵守すべき、『教育実践、並びに専門職としての行為基準』に具体的に定められている。審査にあたっては、他の文書や行為基準が参照されることもある。
- ② 2009年の『登録教師行為基準』には教師が遵守すべき行為基準として次の8項目の 基本原則を掲げている。²⁷⁾
 - ・児童生徒の福祉、発達、向上を第一におくこと。
 - ・教育実践の質の維持に責任を負うこと。
 - ・児童生徒が自信を持ち、好結果をもたらす学習者になるよう支援すること。
 - ・多様性を尊重し、平等を推進すること。
 - ・親や保護者との実りある関係の構築に努力すること。
 - ・学校全体のチームの一員として行為すること。
 - ・他の専門職と協働すること。
 - ・正直と誠実さを示し、また教育専門職の公的信用・信頼を遵守すること。
- ③ 上記原則を基礎に、不適格となる内容や事項、犯罪行為等が具体的に説明されている。なお、この内容については、教師に対する処分の実態と関わって以下で述べる。

(5)審査対象者への処分決定内容

(1) 審査対象者についての処分は、審査聴聞会終了後即日決定され、処分内容が関係者

に通知される。決定される処分は、禁止命令、停止命令、条件付き登録維持命令、 譴責、処分なし、の内のいずれかである。

- ② 禁止命令は最も重い処分であり、無期限に教師の登録を取り消すことである。停止命令は最長2年を限度として、条件付きで、または条件なしで登録教師としての地位を停止することである。条件付き登録維持命令は、登録教師としての地位の存続を条件付きで認めるものであり、付される条件には研修やカウンセリングを受けることなどがある。なおこの条件は期限付きの場合と無期限の場合がある。譴責は当該の問題行動に関して譴責を行うことであり、譴責内容は登録簿に2年間記載される。
- ③ 処分なしの場合、対象教師、及びその雇用者に通知がなされるほか、処分なしの内容が公表される。
- ④ 被処分教師が決定内容に不服がある場合は、高等法院に申し立てることができる。

(6) 審査結果の通知、公表、及びその後の対応等

- ① 審査結果については、当該対象者、当該対象者の雇用者に通知されるほか、3か月間ウエブ上に掲載され一般に公開される。
- ② 雇用者がGTCの決定の通知を受け、対象教師の登録教師としての地位に変動がある場合には、当該学校において対応をなさなければならない。
- ③ 全ての人々はGTCにアクセスして、当該教師がGTCに登録されているか否か、また登録に制限や条件がないかどうかを確認できる。
- ④ 学校の教師雇用者は、採用前にGTCにアクセスして、当該候補者の登録の状況、これまでの処分歴を確認することができる。

以上GTCによる不適格教師の審査制度、並びに手続についてまとめてきた。処分手続自体、 イギリス法の基本原則である適正手続に従って行われようとしたことは当然であるが、その他 に次のような点を指摘しておきたい。

第1は、不適格教師の審査や審査結果が広く公表されたことである。これはGTC設立当初からあった、開かれた専門職、国民に対する専門職としての責任、そのための透明性の確保などから行われたものである。

第2は、公立学校、特別支援学校の雇用者が懲戒処分をした場合でも、さらにGTCにより 教師としての資格と関わって処分がなされ、これに基づき雇用者による措置を求めたことであ る。これはGTCによる教師の専門職としての質的基準の確保を意図したものである。 第3は、雇用者や中央教育省の他、同僚教師や一般の人々、親たちもGTCへ通告することが可能であったことである。このことにより、当該学校の雇用者が教師を処分しない場合でも、通告に基づきGTCが事案を審査し決定ができるようになり、第3者としての立場から不適格教師を排除、あるいは制限がすることが可能になった。

4、総合教職評議会による不適格教師審査の実施

GTCは関係法規に基づき2000年よりその職務を始め、その一環として不適格教師の審査、処分を実施してきた。これが実際どのように行われたかについてであるが、GTCが審査や審査結果を公表する立場をとってきたことから、その概要についてのデータは一定程度GTC関係資料から入手することができる。これらに加え、筆者は担当者からさらなる資料を入手した。以下これらを合わせて、不適格教師の審査や処分決定の状況について、事例も紹介しつつ述べる。²⁸⁾

(1) 登録教師の推移

初めにGTCへの教師の登録状況を示しておく。GTCの資料によれば、2006年3月末に538,000人であったが、2011年3月末にはさらに578,800人に増加している。したがって、GTCの業務の対象者はほぼ50万人代半ばで推移した。

(2)通告件数

表1は2006年から2011年の間のGTCへの通告件数をまとめたものである。この表から見られるように、2009年以後、不法行為に関わる通告が急増している。これについては、この前後より中央教育当局の通告基準の変化により通告件数が増えたこととともに、雇用者の法的義務についての意識が高まったこと、さらに一般の理解が高まったことなどの説明がなされている。この表からはまた職務能力の欠如に関わる通告が少ないこともわかる。

(3)審査結果

表 2 は、2006年から2011年までの審査により決定された処分の内容、及び件数を示したものである。この表からは2006年ごろより、通告された教師のうち懲戒命令の決定が出される教師が増えており、制度が定着してきたことがわかる。ただ、通告件数に比べて、実質的に処分を受ける件数は必ずしも多くなく、後に述べるようにGTC批判の理由の一つになった。

(4) 具体的審查内容

2010年―2011年のGTC報告書は、当該年度に審理され懲戒命令が出された事案の典型的事例をカテゴリー別に分類整理している。これを基礎にして、不適格教師とされた事案の具体的内容について検討をしておく。

① 教師の不適格行為

これについては、第1に、生徒に関わる不適切な言動があげられている。こうした事項のうち重大なものについては中央教育省が扱うが、それ以外の問題についてはGTCが扱っている。これには、児童生徒に対する暴言、人種差別的、侮辱的または性的発言、不適切な身体的接触や行動の自由を奪う行為などがあり、こうした理由による懲戒として48件をあげている。

第2は、学校、及び保護者に被害を及ぼす行為である。この中には、パソコンなどの学校の物品の不正使用、教職員への嫌がらせやハラスメント行為、学校の金品や教職員の不適切な管理(校長の場合)等をあげている。特に、学校のパソコンを使用したアダルトサイトへのアクセスやダウンロード、不適切なメッセージの交換について指摘している。この理由による懲戒について29件をあげている。

表1、GTCへの通告のタイプと件数の推移

マル東中のカノデ	0000.07	0007.00	0000 00	0000 10	0010 11
通告事案のタイプ	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
不法行為	137	166	102	511	671
職務能力の問題	18	28	20	30	23
軽微な犯罪	207	208	150	445	894
軽微でない犯罪	8	12	17	96	147
一般市民、または他の 教師からの通告	47	102	98	150	115
その他	0	10	25	10	0
合計	417	526	412	1242	1850

[参考文献:6)を基礎に一部修正のうえ作成した。]

表2、GTCによる審査に基づく懲戒処分

	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
禁止命令	10	34	29	25	13	33
条件付き停止命令	9	5	6	8	10	12
停止命令	3	13	16	15	19	43
条件付き登録維持命令	25	35	32	35	20	19
譴責	14	23	36	49	52	67
処分なし	3	3	6	4	15	14
犯罪行為の確認できず	10	12	11	18	19	16
その他(取り消し、 管轄外等)	1	19	14	10	14	13
合計	75	144	150	164	162	217

[参考文献:6)を基礎に一部修正の上作成した。]

第3は、試験の実施や管理に関わる不法行為である。これには生徒の成績をかさ上げするなどして偽造したり、生徒に代わって答案を作成したという行為があげられている。こうした理由による懲戒を15件あげている。

第4は、学校の金銭、あるいは物品に関わる詐欺、または不正使用の問題である。これには、学校への不明確かつ不正な請求、公金の目的外事項への支出、本人が関係する 私企業への支出等の事項があげられており、これについて9件あげている。

第5は、学校との雇用契約に関わる不法行為である。これには、学歴や履歴の詐称、 病気と偽った休暇の取得、身体的状況の不正申告、住所その他について不正な情報の申 告、契約に基づく職務義務の不履行(例えば生徒に対する適切な指導の不履行)などが ある。これが12件あった。

第6は、犯罪行為を含む学校外での不法行為である。これには多様な犯罪が考えられるが、報告書は身体的暴力行為、飲酒運転及び飲酒に関係する犯罪、窃盗、脅迫、差別的発言及び差別行為などをあげており、これが35件あった。

② 専門的職務能力の欠如に関する処分

教師の行為基準には、教師の専門的能力に関する基準が含まれており、次のような事項があげられている。すなわち、教科の知識、学習目的の確立とこれに伴う適切な行動に関わる能力、効果的な評価手続と評価能力、生徒の行動の管理及び生徒の安全や福祉を確保する能力、学校の教育方針や手続に従い同僚と協働する能力、カリキュラムを指

導し、かつ管理する能力。

これに関して報告書は、生徒の行動を十分管理できない、授業を適切に計画し実施できないという事案をあげており、こうしたことが4件あったとしている。ただし、教師の専門的能力の欠如に関わる通告や処分の件数は極めて少ない。

GTCによる教師の懲戒問題については、2009年11月から2011年8月までに行われた処分のうち、300件の懲戒事例を分析整理したページの研究がある。 $^{29)}$ ページはこうした懲戒命令が出された事例を、学校外の犯罪行為に関わるものと学校内の不法行為に関わるものに分けている。これを大きくまとめると学校外については、車の運転に関わること(20件)、暴力行為(18件)、薬物関連犯罪(17件)、ハラスメント(7件)、犯罪的加害行為(6件)、詐欺(5件)、窃盗(3件)、児童虐待(2件)、武器所有(2件)、飲酒による粗暴行為(2件)となっており、残りは性犯罪、重婚、脅迫、フットボール場への侵入などを1件づつあげている。ページはまた、明確な犯罪とはならないものの、男性教師がポルノビジネスを経営していた事例、女性教師が性的サービスを宣伝するウエブサイトを出していた事例、男性教師がストリッパーとして働いていた事例をあげ、GTCの専門職行為基準に触れるものとして懲戒の対象となったことを述べている。

学校内の不法行為はこれより圧倒的に件数が多いが、10件以上の事項をあげれば以下の通りである。不適切な生徒との関係(72件)、コンピュータの悪用(42件)、手続違反(35件)、教育的不法行為(30件)、守秘義務違反(25件)、生徒への攻撃(22件)、児童生徒に対する配慮義務違反(17件)、虚偽の成績評価(16件)、詐欺(15件)、情報の偽造(13件)、金銭問題(11件)、職務中の酩酊(10件)、同僚との不適切な関係(10件)以上である。学校内での不法行為はその他多岐にわたるが、なかでも生徒との不適切な関係、コンピュータの悪用、手続違反が多数を占めている。なお、ページは、職務上の著しい能力の欠陥を、教育的不法行為に分類している。

5、GTCによる不適格教師の処分についての検討

以上本稿は、1998年教育法に基づき設置されたGTCについて、その設立経緯を述べた後、不適格教師処分の制度的枠組み、さらにはその運用について論じてきた。このGTCは、2010年の総選挙により保守党を中心とする連立政権が成立した後、2011年にその廃止が決定され、2012年3月31日に廃止された。ここでは2000年にGTCが設置されて以後、2012年に廃止されるまでの不適格教師の処分に関わる問題について、最後に評価、検討しておく。

GTCに与えられた役割のうち助言的な面については、教師教育や現職教育などに関して様々

な政策文書が出された。しかし、その実質的影響は明確ではない。それに対して、GTCの規制的役割、特に教師登録と関わった不適格教師の処分は具体的かつ実質的であったと考えられる。個々の雇用者を越えて、専門職団体の全国的基準で不適格教師を処分することは重要であった。廃止される直前にGTCの会長であったモーティマー(Mortimer, G.)も、こうした懲戒の意義と必要性を述べている。³⁰⁾

しかし、GTCによる不適格教師の処分については、これを評価する意見がある一方で批判 もなされている。批判の第1は、教師の登録が公立学校教師、及び全ての特別支援学校教師に 限られ、全ての教師に拡大しなかったことである。したがって、登録義務は私立学校等の教師 にはなく、公立学校を懲戒解雇になった場合でも、私立学校に雇用されるというような変則が 生じていた。セイヤー等はすべての教育関係者を登録対象に広げることを求めていたが、かな うことはなかった。第2は、不適格教師の審査及び審査結果の公表の問題である。開かれた専 門職という理念の下で、全ての該当者の情報は公開された。したがって、タイムズの教育版は、 ほとんど毎週教師の欠陥やスキャンダルの事例を掲載し、また一般紙もこれをセンセーショナ ルに報道した。こうしたことが逆に教師のイメージを低下させる恐れがあるとみられたのであ る。第3は、該当者の処分の甘さに関する批判である。例えば、GTC廃止当時の教育大臣で あるゴーブ(Gove. M.)等は、処分の甘さを指摘し、教育水準の向上に資していないこと、特 に職務能力不適格者の排除が十分でないことを指摘した。31) これ以外の人々からも処分の甘 さと自己規制の不十分さを指摘する声はあり、このため自己規制的な方法ではなく、外部の 第3者による規制の必要が論じられたのである。³²⁾ これに対して上述のモーティマーは、GTC は不適格教師を単に処分しただけでなく、可能な限り専門職としての立ち直りを支援してお り、専門職向上に資したと反論している。33) 第4は、該当教師が、雇用者による処分に加えて、 GTCによる重複する処分を受けなければならなかったことである。特にこの点について組合側 は、教師が登録会費を払い、それによって維持されている組織が教師を規制することを批判し た。第5に、職務能力に関わる不適格教師の処分が少なく、実質的にはあまり機能しなかった ことである。これは本来雇用者レベルで処理され、GTCへの通告が少なかったことにもよるが、 審査の判断基準となる行為基準そのものがあいまいであり、判断が難しかったことも関係して いる。

GTCによる不適格処分にはこのような問題はあったものの、一定の成果をあげ、関係者の理解も進んでいたと考えられる。廃止の3-4年前ごろからは通告件数、処理件数も大幅に増加している。またこれらの問題は関係者の努力により改善可能なことであった。

GTCに関わる問題は、むしろその存在そのものにあったと思われる。政府は2011年にその廃止を決定するが、それはGTCの実績が疑問視されたこともあったが、それより財政危機を乗り切るために政府機関を整理統合する一環でなされたものであった。問題は、このような廃止の

決定が出されても、直接的な関係者からはともかく、それ以外から大きな批判や反対の声が出なかったことである。むしろ教師の多くや組合関係者はその廃止に歓呼の声をあげた。³⁴⁾

このようにGTCに対して批判がなされ、あるいは支持されなかった理由は次の点にあったと 考えられる。第1は、19世紀中期以後、教師の専門職団体設立の隘路となっていたこと、すな わち教師関係者や団体の利害の相違や対立、政府による教師支配と政策主導の問題が、今日に 至ってもなお背後にあったと考えられることである。特に教師や組合関係者にとって、GTCは 必ずしもその地位や勤務条件の向上、改善に資するものではないとみられた。また登録会費や 代表選任についても不満があった。GTC推進者はすべての教師の連帯を訴えたが、GTCにつ いて組合や団体のコンセンサスは十分ではなかったのである。35) 第2は、今日、政治や社会の 変化に伴い専門職のあり方そのものが大きく変化しており、いわゆる古典的な自己規制的専門 職団体の問題や限界が指摘されていることである。長らく教師がモデルとしてきた医師の団体 についても、例えばシップマン事件以後こうした動きがみられる。36 GTCの設置を進める中で、 その推進者の一人であったセイヤーは、「新しい専門職 | 「開かれた専門職 | という理念を出し ていた。37 そして、設置すべき団体を、専門職以外の人にも開かれた専門職団体にすべく活動 を続けた。こうした点は設置されたGTCの組織や手続についても一定程度反映されたと考えら れる。しかし、こうした「開かれた専門職」という概念については、自らの地位や勤務条件の 向上を求める一般の教師や教員組合関係者の理解や支持を得ることができなかった。380 第3は、 1980年代以後イギリスにおいて新自由主義的な考え方が影響を持ち、教育においてもこうした 政策が進展したことである。政府は一方で民営化や市場化を進めるとともに、他方で政府の役 割を強化した。これはGTCの設置を支持した労働党政権も同様であった。とりわけ教師政策 については政府主導で行われるようになった。こうした中で、教師の専門的地位や自律性は低 下し、またTTAのようなすでに設置されていた政府主導の機関が大きな影響力をもった。結 局新たに設置されたGTCはこうした機関の間にあって限定的な役割しか果たせなかった。

イギリスにおいて、1970年代末より教師の専門職的地位の著しい低下が指摘されてきた。GTCの設置に向けて活動を続けてきた関係者にとって、こうした自律的自己規制的団体の設立は、教師が専門職としての地位を回復するために重要であった。彼らは、こうした団体による自己規制的な不適格教師の排除を地位回復の重要な方策のひとつと位置づけた。不十分ではあったが、GTCが設置されこうした活動が本格化し始めた時点で廃止されることになった。結局は1970年代末より続いている教師の専門職的地位の低下を押しとどめることはできなかったのである。

なお、本稿では、GTC廃止に至る経緯、廃止後の制度の変化、さらにはイングランドにおける廃止後もなお存続しているそれ以外の地域のGTCの活動等の問題を扱うことができなかった。 別稿で論じたいと考えている。

[注]

- 1) General Teaching Councilの職務内容などを勘案してこの訳をつけた。この種の団体について、いつからこの名称が使用されるようになったか明確に確認できなかったが、この名称が、TeacherではなくTeachingであることが重要である。
- 2) Dunlop & Lee(2004), p.67.
- 3) 例えば、我が国において弁護士会がこのような専門職団体として機能している。
- 4) 教師の勤務条件や給与などの向上を目指すteachers unionは、通常教員組合という用語が使われるので、本稿で扱う専門職団体と区別するために、教員組合という用語を使用した。
- 5) Sayler(1993), Sayler(2000), Willis(2005)
- 6) Page(2013)
- 7) 冨田(1999)
- 8) 筆者は、2005年に当時GTC専門職基準チームの責任者であったスピアーズ (Spears, A.) と、また 2012年に当時GTC会長であったモーティマー(Mortimer, G.)とインタビューし、情報並びに内部資料 を得た。
- 9) Sayer(2000), P.3 and p.5.
- 10) Mahony & Hextall(2000), P.136.
- 11) 調べた限りでは、Willisが簡単に言及しているのみである。Willis(2005), pp.97-98, 115-117,136-137.
- 12) Sayer(1993), pp.117-132.
- 13)参考文献:8)の労働党マニフェストの中で、「教師:圧力と支持」という項で触れられている。ブレア 一等の発言やマニフェストの内容と、実際進んだ政策や立法の齟齬については、1つには、労働党が 政権に復帰するために教職員の支持を得ようとしたこと、2つには、経済発展の基礎として教育水準 の向上を重視したが、こうした政策を実施するにあたって教師の協力を不可欠であると考えたことな どが考えられる。
- 14) Department for Education and Employment(1997), pp.51-52.
- 15) 1997年に教育雇用省から出されたこの諮問文書のタイトルは次の通り。"Teaching: High Status, High Standards: The Composition of the General Teaching Council".
- 16) Teaching and Higher Education Bill(HL Bill 47), 1997. この第1条から第13条までをまとめた。
- 17) Hansard(House of Lords), 1997, Vol.584, col.255.
- 18) 上院、下院での審議について、紙幅の関係で詳述できない。この審議については、上下両院の審議録の以下の部分を整理しまとめた。Hansard(House of Lords), 1997, Vol.584, col.1379-1440, 1448-1474; 1998, Vol.587, col.107-128, 139-151; Hansard(House of Commons),1998, Vol.308, col.1041-1050; Vol.313, col.878-894.
- 19) Sayer(2000), pp.5-7.

- 20) Willis(2000)
- 21) これらの規則についてそれぞれ、GTC 1999, GTC2000, GTC2001を参照した。
- 22) 2002年のGTC行為基準の文書は入手できず、2004年、2009年の文書を使用した。2009年の文書には変更があるが、それまではほとんど変更はない。GTC2004b, GTC2009.
- 23) Blair & Whalley(2003), p.152.
- 24) GTC2004a.
- 25) 同僚教師からの内部告発、親を含む一般市民から通告があった場合、GTCは当該学校の雇用者に通知 する。雇用者が懲戒処分などの対応を行っていない場合は、雇用者側も対応する。GTCはこれとは別 に懲戒手続を始める。
- 26) 学校段階での教師の不法行為に対する懲戒処分については、藤田(2014)を参照。
- 27) GTC2004b, GTC2009を参考にした。
- 28) 主として、GTC2010-2011, GTC2011-2012を参考にした。
- 29) Page(2013), pp.550-558.
- 30) Mortimer(2011)
- 31) 参考文献:19)を参照した。
- 32) Mansell & Bloom(2003)
- 33) Mortimer(2011)
- 34) De Gruchy(2013), p.396, National Union of Teachers(2010)
- 35) Tompson(2002)
- 36) Willis(2009)
- 37) Sayer(2000), p.122 and p.130.
- 38) Tompson(2002)

[参考文献]

- 1) 冨田福代、「英国General Teaching Council 創立の意義―専門職としての教師を求めて―」、『日本教師教育学会年報』、第8号、1999年、80-88頁。
- 2)藤田弘之、「イギリスにおける教師の不法行為に対する懲戒手続の適正化に関する研究―児童保護政策の進展にともなう手続の変更を中心として―」、『関西外国語大学研究論集』、第100号、2014年。 349-369頁。
- 3) Department for Education and Employment, Excellence in Education (cm3681), HMSO,1997.
- 4) The General Teaching Council for England, *Disciplinary Rules of Procedure*, 2004:(GTC2004a) (注: GTCに関連する資料は、出版年を合わせてGTC2004のように表記する。以下同様。)
- 5) The General Teaching Council for England, Code of Conduct and Practice for Registered

- Teachers, 2004 & 2009: (GTC 2004b, GTC 2009)
- 6) The General Teaching Council for England, Registration and Regulation of Teachers: Annual Report 2010-2011, 2011-2012: (GTC2010-2011, GTC2011-2012)
- 7) De Gruchy, N., History of the NASUWT, Abramis Academic Publishing, 2013.
- 8) Labour Party, New Labour because Britain deserves better (general election manifesto), 1997.
- Mahony, P. & Hextall, I., Reconstructing Teaching: standards, performance and accountability, RoutledgeFalmer, 2000.
- 10) Sayer, J., The Future Governance of Education, Cassell, 1993.
- 11) Saver, J., The General Teaching Council, Cassell, 2000.
- UK Parliament, The General Teaching Council for England(Constitution)Regulations 1999 (SI No.1726): (GTC1999)
- 13) UK Parliament, The General Teaching Council for England(Registration of Teachers) Regulations 2000 (SI. No.2176): (GTC2000)
- 14) UK Parliament, The General Teaching Council for England(Disciplinary Functions) Regulations 2001 (SI. No. 1268): (GTC2001)
- 15) UK Parliament, House of Lords, *The Parliamentary Debates, House of Lords*, The Stationery Office, 1997 & 1998: (注; The Parliamentary DebatesはHansardと略す。以下同様).
- UK Parliament, House of Commons, The Parliamentary Debates, House of Commons, The Stationery Office, 1997 & 1998.
- 17) UK Parliament, House of Lords, Teaching and Higher Education Bill (HL Bill 47), The Stationery Office, 1997.
- 18) Willis, R., The Struggle for the General Teaching Council, RoutledgeFalmer, 2005.
- Anonym, "Government announces abolition of the General Teaching Council for England", Local Government Lawyer, 2 June 2010.
- 20) Blair, A. & Whalley, G., "An Assessment Of The Present Role Of The General Teaching Council For England", Education Law Journal, Vol.4, No.3, 2003.
- 21) Dunlop, P. & Lee K., "Workplace deviance, organizational citizenship behavior, and business unit performance: The bad apples do spoil the whole barrel", *Journal of Organization Behaviour*, Vol.25, No.1, 2003.
- 22) Mansell, W. & Bloom A., "Critics fear teaching councils are a soft touch", The Times Educational Supplement, 24 January 2003.
- 23) Mortimer, G., "A Disciplined View", Leader(ASCL), 2011.
- 24) National Union of Teachers, "GTCE to be abolished (press release)", 2010, http://www.teachers.org. uk/node/11621
- 25) Page, D., "Teacher misbehavior: an analysis of disciplinary orders by the General Teaching Council

教師の専門職的適格性確保のための制度的枠組みに関わる検討

- for England", British Educational Research Journal, Vol.39, No.3, 2013.
- 26) Thompson, M., "The reviews of 'The General Teaching Council by J. Sayer', ", British Journal of Educational Studies, Vol.50, No.2, 2002.
- 27) Willis, R., "Teachers Rule OK", History Today, Vol.50. Issue 9, 2000.
- 28) Willis, R., "Models of good forms", The Times Educational Supplement, 14 July 2000.
- 29) Willis, R., "A Vital Operation", History Today, Vol.59, Issue 1, 2009.

(ふじた・ひろゆき 外国語学部教授)